

令和 8 年 8 月 1 0 日

都市建設常任委員協議会会議概要

委 員 長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和8年8月10日（月曜日）午前9時59分～午前11時17分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

（1）令和8年第3回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について
- ⑧専決処分の報告について
- ⑨字の区域の変更について
- ⑩専決処分の報告について
- ⑪令和7年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑫令和7年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑬令和7年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑭令和7年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について

（2）その他

- ①青森市市バス孫内線の運行終了及び青森西部地区デマンド型交通の利用対象地区の拡大について
- ②ジェイアールバス東北株式会社が運行する青森駅～青森公立大線の路線廃止について
- ③事故の報告について
- ④令和8年度除排雪対策について
- ⑤青森市営バス100周年記念事業「無料乗車デー」について

○出席委員

委員長 渡部伸広
副委員長 里村誠悦
委員 赤平勇人
委員 中村美津緒

委員 木戸喜美男
委員 工藤健
委員 長谷川章悦
委員 花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企 業 局 長	舘 山	新	浪岡振興部次長	鳥谷部	稚 子
都市整備部長	木 村	颯 希	水 道 部 次 長	森 田	新
都市整備部理事	土 岐	政 温	水 道 部 次 長	川 上	連太郎
水 道 部 長	舘 山	公	交 通 部 次 長	佐々木	英 次
交 通 部 長	高 野	雅 子	都市政策課長	葛 原	積 範
都市整備部次長	櫻 田	文 明	管 理 課 長	今 村	剛 志
都市整備部次長	福 士	秀 徳	関 係 課 長 等		
都市整備部参事	小 田	一 彦			

○事務局出席職員氏名

議事調査課長	横 内	英 雄	議事調査課主査	石 田	彩 美
--------	-----	-----	---------	-----	-----

○渡部伸広委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、鳥谷部浪岡振興部次長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和 8 年第 3 回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「専決処分の報告について」は、関連する 7 件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和 8 年第 3 回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分 7 件について、御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 2 月 10 日、午後 5 時 30 分頃に、大字幸畑字唐崎の市道筒井幸畑団地線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両のバンパーを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として 14 万 5276 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 8 年 7 月 7 日に専決処分をし、同示談が成立しております。

資料 2 を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 2 月 15 日、午後 10 時 35 分頃に、大字高田字朝日山の県道 27 号を走行中、市道橋朝日山高田橋の下を通り過ぎようとしたところ雪庇が落下し、車両のボンネット及びバンパーなどを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費、代車費用、レッカー作業代及び交通費として 354 万 6695 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 8 年 7 月 21 日に専決処分をし、同示談が成立しております。

資料 3 を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 3 月 25 日、午後 1 時 15 分頃に、問屋町一丁目の市道大星神社通り線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、タイヤを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として 9362 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 8 年 7 月 16 日に専決処分をし、同示談が成立しております。

資料 4 を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 4 月 18 日、午前 6 時 25 分頃に、大字新城字平岡の市道新城平岡 8 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、タイヤ及びホイールを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として 1 万 2764 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 8 年 7 月 24 日に

専決処分をし、同示談が成立しております。

資料5を御覧ください。

事故の発生は、令和8年4月20日、午後7時30分頃に、大字新城字平岡の市道新城平岡8号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、タイヤを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として2万160円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年7月24日に専決処分をし、同示談が成立しております。

資料6を御覧ください。

事故の発生は、令和8年5月2日、午後11時30分頃に、合浦二丁目の市道合浦二丁目9号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、タイヤ及びホイールを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費、代車費用及び文書料として5万9580円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年7月24日に専決処分をし、同示談が成立しております。

資料7を御覧ください。

事故の発生は、令和8年5月19日、午前10時頃に、大字安田字近野の市道安田19号線において、グレーチングの上を車両が走行したところ、グレーチングが跳ね上がり、スプラッシュガードなどを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として21万8636円を負担することで合意し、合意内容について、令和8年7月27日に専決処分をし、同示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の報告については、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和8年第3回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、今回の案件につきましては、本年5月の本常任委員協議会において、事故の報告をしたものであります。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和8年3月13日金曜日、午後8時10分頃、市道桜川1号線の桜川七丁目8番12付近において、車道上にはみ出していた街路樹の枝に接触し、走行中の車両が損傷したものであります。

賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費、代車費用及びレッカー作業料として 45 万 5129 円のうち、22 万 7565 円を負担することで合意し、合意内容について令和 8 年 7 月 24 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、市が負担する損害賠償につきましては、市が加入しております道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「字の区域の変更について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 令和 8 年第 3 回定例会に提出を予定しております字の区域の変更について御説明いたします。

お手元の資料 9 を御覧ください。

「1 字の区域の変更理由」についてですが、駒込ダムの建設事業に伴い、ダムの事業主体である青森県から青森森林管理署に対して、青森森林管理署管内の北駒込山国有林及び南駒込山国有林の一部を当該ダムの敷地として所管換えを行う協議があり、これに伴い、青森森林管理署において法務局へ表題登記を行う必要がありますが、所管換え予定地は国有林野であり、字が設定されていないため、青森森林管理署から市に対し、字の設定依頼があったため、地方自治法第 260 条の規定に基づき字の区域の変更を行うものであります。

次に、「2 対象地及び編入する字名」についてですが、資料 9－1 を御覧ください。

駒込ダム建設事業地の広域図になりますが、図の中央部が現在、駒込ダム建設事業を行っている箇所になります。

資料 9－2 を御覧ください。

こちらは資料 9－1 を拡大した図になります。赤枠で図示した部分が今回、字の区域に編入する対象地であり、中央部を流れている駒込川を境に図面上側である駒込川の右岸側、約 39 万平方メートルを大字駒込字北駒込山に編入し、図面下側である駒込川の左岸側、約 37 万平方メートルを大字駒込字南駒込山に編入することとしております。

最後に、「3 今後のスケジュール（案）」についてですが、令和 8 年第 3 回定例会に議案を提出し、御議決いただいた上で 10 月に告示を行う予定としております。

説明は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長 令和8年第3回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和8年5月29日金曜日、午後4時30分頃、浪岡地区下十川の市道富柳線において、法人所有の普通自動車が国道7号方面から藤崎町富柳方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び代車費用として1万2441円を負担することで合意したことから、令和8年7月29日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 令和8年第3回市議会定例会に提出を予定しております令和7年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、御説明いたします。

まず、資料1を御覧ください。

令和7年度の取組実績の概要となっております。主要施策の取組状況といたしましては、Ⅰの「安定した給水の確保」では、漏水対策事業として配水管の路面音聴調査を360.9キロメートルで実施するなど、漏水の早期発見に努めてきたところです。

また、Ⅱの「良質でおいしい水の供給」では、配水管整備事業として、1万4255メートルの老朽管布設替えを行ったほか、鶴ヶ坂地区の簡易水道整備検討のための水文調査やP F A Sの定期検査など新たな事業に取り組んだところです。

Ⅳの「経営基盤の強化」では、令和8年1月検針分から、これまで毎月行っていた水道メーターの検針を隔月で行う隔月検針に変更するなど、経営の効率化に努めてきたところです。

次に、資料2の財政収支に関する主な指標について御説明いたします。

グラフの「①給水人口」については、本市の人口推移と同様に年々減少してきており、これに連動して他の指標でも減少が続いておりますが、加えて、令和8年1月から隔月検針へ移行したことにより、調定・請求が1か月遅れとなり、料金収入

が 11 か月分となった影響で「③年間有収水量」、「④水道料金収入」が大きく減少しております。

棒グラフでは、例年どおり 12 か月分で調定した場合の数値を破線で表しており、こちらで見ると、平均的な減少率となっています。

続きまして、決算の概要について、資料 3「令和 7 年度 青森市水道事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」により御説明いたします。

初めに、収益的収支についてであります。

左側上段の収益的収入についてであります。営業収益のうち、水道料金が隔月検針への移行により減少した結果、収益的収入計は 52 億 9941 万 9000 円となり、右側の収益的支出計 54 億 777 万 4000 円を差し引いた収支差引きは、前年比 4 億 2211 万 3000 円減のマイナス 1 億 835 万 5000 円となり、同額を当年度純損失に計上しております。

次に、表の下段の資本的収支については、右側の資本的支出において、建設改良費が配水管更新費等で約 2 億 4000 万円の増、他会計への貸付金がなくなり 10 億円の減となった結果、資本的支出計は 28 億 7384 万 9000 円、資本的収入 8 億 413 万円との収支差引きは、前年比 7 億 5520 万 6000 円増のマイナス 20 億 6971 万 9000 円となっており、過年度損益勘定留保資金、減債積立金により補填しております。

次に、資料 4 の「令和 7 年度青森市水道事業会計剰余金の処分案について」であります。

前年度決算で減債積立金に積み立てておりました 3 億 1375 万 8013 円を企業債の償還に充てておりましたが、公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、当年度純損失の補填分を差し引いた 2 億 540 万 3075 円を矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものです。

この未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものです。

水道事業会計については以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 7 年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 令和 7 年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。

令和 7 年度 of 取組実績の概要のうち主要施策の取組状況といたしまして、I の「将来を見据えた下水道事業経営の健全化」では、「①消化ガス売却事業」において、汚

泥の処理過程で発生する消化ガスを発電用として売却することにより、営業外収入の確保を図ったところであり、4248 万 8000 円の決算額となっております。

また、水道事業と同様に、隔月検針に移行したことにより経営の効率化を図ったところです。

Ⅱの「下水道整備の最適化・平準化」では、公共下水道污水处理施設整備事業として、公共下水道未普及地域である新城分区、浪岡分区などで 634 メートルの污水管路の新設工事を行ったところです。

次に、資料 2 の財政収支に関する主な指標について御説明いたします。

「①水洗化人口」については、人口減少に伴い減少傾向にあるものの、水洗化率が増加してきていること、また、事業用での処理水量が増加していることから、「②年間污水处理水量」は、ほぼ横ばいで推移してきております。「③年間有収水量」、「④下水道使用料収入」は、隔月検針への移行により、調定月数が 11 か月分となった影響で減少しております。

続きまして、決算の概要について、資料 3 の「令和 7 年度 青森市下水道事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」により御説明いたします。

初めに、収益的収支についてであります。

左側上段の収益的収入についてであります。営業収益のうち、下水道使用料が隔月検針への移行により減少した結果、収益的収入計は 78 億 7275 万 7000 円となり、右側の収益的支出計 70 億 9216 万 5000 円を差し引いた収支差引きは、前年比 2 億 4247 万 5000 円減の 7 億 8059 万 2000 円となり、同額を当年度純利益に計上しております。

次に、表の下段の資本的収支については、右側の資本的支出において、建設改良費が管渠や浄化センター設備の更新費等で約 5 億 4000 万円増の 16 億 4277 万 3000 円、これに企業債償還金を加えた資本的支出計は 86 億 5528 万 6000 円で、資本的収入 46 億 7220 万円との収支差引きは、前年比 1390 万 4000 円減のマイナス 39 億 8308 万 6000 円となっており、減債積立金等により補填しております。

次に、資料 4 の「令和 7 年度青森市下水道事業会計剰余金の処分案について」であります。

前年度決算で減債積立金に積み立てておりました 10 億 2306 万 7450 円を企業債の償還に充てておりましたが、公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものです。

この未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものです。

下水道事業会計については以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 令和7年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、御説明いたします。

まず、資料1の右下を御覧ください。

先ほど御説明した下水道事業と同じ資料となります。

主要施策の取組状況といたしましては、農業集落排水施設運営管理事業・処理施設整備事業として、施設の維持管理やマンホールポンプ改築工事などに取り組んだところです。また、水道事業、下水道事業と同様に、令和8年1月検針分から隔月検針に変更し、経営の効率化に努めてきたところです。

次に、資料2の財政収支に関する主な指標について御説明いたします。

グラフの「①水洗化人口」については、ほぼ横ばいで推移しておりますが、毎年、新規接続世帯が一定数あるため、令和元年度との比較では1.9%増となっております。

一方で、隔月検針の影響で「④使用料収入」が大きく減少しておりますが、12か月分で調定した場合の数値で見ると、昨年度と同等となっております。

続きまして、決算の概要について、資料3「令和7年度 青森市農業集落排水事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」により御説明いたします。

初めに、収益的収支についてであります。

左側上段の収益的収入についてであります。営業収益のうち、農業集落排水施設使用料が隔月検針への移行により減少した結果、収益的収支計は3億5784万9000円となり、右側の収益的支出計3億2909万9000円を差し引いた収支差引きは、前年比2755万1000円減の2875万円となり、同額を当年度純利益に計上しております。

次に、表の下段の資本的収支については、右側の資本的支出において、建設改良費ではマンホールポンプ改築更新費等で約7500万円の増、これに企業債償還金を加えた資本的支出計は3億2278万7000円となり、左側の資本的収入1億8540万円との収支差引きは、前年比714万1000円増のマイナス1億3738万7000円となり、当年度損益勘定留保資金、減債積立金により補填しております。

次に、資料4の「令和7年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分案について」であります。表下段の資本にあります利益剰余金の欄を御覧ください。

水道事業、下水道事業と同様に、前年度決算で減債積立金に積み立てておりました5630万1452円を企業債の償還に充てておりましたが、公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものです。

この未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものです。

農業集落排水事業会計については以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 7 年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 令和 8 年第 3 回市議会定例会に提出を予定しております令和 7 年度青森市自動車運送事業会計決算の概要につきまして、御説明いたします。

まず、取組の概要につきまして、資料 1 の「令和 7 年度 青森市自動車運送事業の主な取組実績について（概要）」を御覧ください。

令和 7 年度は、「青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）」に掲げる 4 つの柱に基づき、バス路線の維持やサービスレベルの維持・向上、一層の経営改善に取り組みました。

具体的には、資料に記載のとおり、各方針に基づいた取組を実施したところですが、特に、市営バスが 100 周年を迎えたことから、記念セレモニーを開催し、公式マスコット「はまるん」の制作、ラッピングバスの運行、青森市子ども会議委員による車内アナウンスの作成などの記念事業を実施し、市営バスを将来にわたって運行していくため、身近で親しみのある公共交通機関としての魅力向上に努めたところです。

次に、決算の概要につきまして、資料 2 の「令和 7 年度 青森市自動車運送事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」を御覧ください。

初めに、資料の上段に記載しております事業概況につきまして、御説明いたします。

市営バスでは、利用者ニーズに沿った効率的なダイヤ編成に努めており、令和 7 年度においては、夏ダイヤが 132 ダイヤ、冬ダイヤが 135 ダイヤとなりました。

路線数は 17 路線、平日 1 日当たりの運行便数は、夏ダイヤが 860 便、冬ダイヤが 873 便で運行を行いました。

輸送人員は 642 万 4996 人となり、前年度比 8 万 3595 人、1.3%の減となりました。

次に、資料の中段に記載しております収支概況につきまして、収益的収支から御説明いたします。

左側の収益的収入の欄を御覧ください。

まず、「(ア) 営業収益」のうち、運送収益は 20 億 5035 万 5000 円となりました。収益増の主な要因は、乗車料収入が増加したことなどによるものです。

運送雑収益は、広告料収入が 3672 万 7000 円、雑収益は J R バス東北などからの定期券販売手数料や払戻手数料などになりますが、103 万 6000 円となり、運送収益と運送雑収益を合わせた「営業収益計①」は 20 億 8811 万 8000 円となりました。

次に、「(イ) 営業外収益」は、一般会計からの補助金や長期前受金戻入などになりますが、定年の段階的引上げにより、定年退職者数が令和 6 年度の 7 名から令和 7 年度はゼロ名となり、他会計補助金が減少したことなどにより、「営業外収益計②」は、2 億 1477 万 8000 円となりました。

この結果、「経常収益計③」は 23 億 289 万 6000 円となりました。

そして、「(ウ) 特別利益」は 1 億 1328 万 6000 円となり、経常収益に特別利益を加えた「事業収益計⑤」は 24 億 1618 万 2000 円となりました。

続きまして、右側の収益的支出の欄を御覧ください。

まず、「(エ) 営業費用」のうち、職員給与費は給与改定などにより増加し、「小計⑥」のとおり 13 億 3795 万円となりました。

次に、経費は、物価高騰の影響により部品・材料・外注の車両修繕に係る経費及び業務委託料などのその他経費がそれぞれ増加し、「小計⑦」のとおり 7 億 9392 万 9000 円となりました。

そして、「減価償却費⑧」は 2 億 1448 万 5000 円となり、「営業費用計⑨」は 23 億 4636 万 4000 円となりました。

次に、「(オ) 営業外費用」は、支払い利息が 617 万 2000 円、その他が 2388 万 5000 円となり、「営業外費用計⑩」は 3005 万 7000 円となりました。

この結果、「経常費用計⑪」は 23 億 7642 万 1000 円となりました。

次に、「(カ) 特別損失」はバスカード返却に伴う払戻金ですが、61 万 3000 円となり、経常費用に特別損失を加えた「事業費用計⑬」は 23 億 7703 万 4000 円となりました。

この結果、資料左側の収益的収入の表の下から 2 段目にあります「(キ) 純損益」は、「事業収益計⑤」から資料右側の収益的支出の表の一番下の「事業費用計⑬」を差し引いた 3914 万 8000 円の純利益を計上することとなり、その下の「(ク) 累積欠損金」は 28 億 9263 万 4000 円となりました。

次に、資料の下段に記載しております資本的収支につきまして、右側の資本的支出の欄を御覧ください。

まず、建設改良費は、大型ノンステップバス 4 両の購入と、うち 2 両の改修、西部営業所の改修工事などを行い 1 億 4012 万 7000 円、企業債償還金は 2 億 5115 万円となりました。

投資は、大型ノンステップバス導入に伴う車両リサイクル券の購入分になりますが、18 万 3000 円となりました。

他会計長期借入金返還金は、平成 18 年度と平成 20 年度に一般会計から借入れした運転資金の返還分になりますが、令和 4 年度から令和 23 年度まで、毎年度 4625

万円を返還することとしております。

この結果、「(B) 資本的支出合計」は4億3771万円となりました。

これに対する左側の資本的収入は、ただいま御説明いたしました資本的支出の財源となる企業債が1億5410万円、他会計補助金が2億5115万円となっており、これらと投資を合わせた「(A) 資本的収入合計」は4億529万5000円となりました。

この結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における令和7年度の資金不足額は1億336万1000円となり、資金不足比率は前年度から1.0%改善して、4.9%となりました。

自動車運送事業会計につきましては以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 収益的収入の中の運送収益の乗合の部分について、前年度と比較して輸送人員が減っている中で、収益は9700万円ほど増えたということでした。先ほどの説明では乗車料収入が増えた結果ということなんですが、これを具体的に教えてもらえればと思います。

○渡部伸広委員長 交通部長。

○高野雅子交通部長 輸送人員と運送収益の件ですけれども、まず、定期の利用者が増えております。あとは、観光客の方も昨年度から増えておりますので、全体的には利用者が増えていると感じております。

ただ一方で、12月、それから3月は雪の降り始めが遅く、雪解けが早いということでバスの利用者が減ってしまい、全体では輸送人員が若干減ったということもあります。

普通の乗車料収入も増えておりますし、定期も増えているので、そういった点では乗車料収入にも結びついたと考えております。

〔赤平勇人委員「了解です」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和8年第3回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「青森市市バス孫内線の運行終了及び青森西部地区デマンド型交通の利用対象地区の拡大について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 青森市市バス孫内線の運行終了及び青森西部地区デマンド型交通の利用対象地区の拡大について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

まず、概要といたしまして、青森市市バス孫内線は、平成21年に策定いたしました青森市総合都市交通戦略の重点戦略、バス交通に関する戦略に基づき、当時の著

しく採算性の低い市営バス路線について、他に公共交通機関がないなどの事情を鑑み、地域住民の日常生活に必要な移動手段として、本市が民間事業者の青森観光バス株式会社に委託し、平成 25 年 4 月から本格運行を開始した路線であります。

次に、市バス孫内線について、運行状況としては、当初、孫内から鶴ヶ坂駅前までの区間及び孫内から青森駅西口までの区間を、それぞれ 1 日当たり 4 便運行しておりましたが、孫内地区の町会長への説明や住民懇話会の実施により、本路線の利用状況を共有しながら合意形成を図った上で、令和 6 年 4 月 1 日からは孫内から鶴ヶ坂駅前までの区間運行については運休としておりました。

加えて、孫内から青森駅西口までの区間運行についても、令和 7 年 10 月 1 日から孫内地区を利用対象地区とする青森西部地区デマンド型交通の運行を開始したことに伴い、起終点を孫内から鶴ヶ坂山本に変更するとともに、従前から利用状況が著しく低かった 13 時 30 分孫内発の運行便を運休しております。

また、利用状況につきましては、令和 3 年度には年間 1 万 302 人の利用があったものが、令和 7 年度は 4977 人まで減少しておりました。

このことから、市では孫内地区をはじめ、鶴ヶ坂、支村、戸門地区の各町会長や当該地区住民の皆様と、本路線の利用状況の共有及び当該地区における持続可能な公共交通の在り方を検討する住民懇話会を継続して実施してきたところ、地区住民の皆様の御理解をいただきましたことから、市バス孫内線について、利用者数が少なく、今後も需要が回復する見込みが低いことから令和 8 年 9 月 30 日をもって運行を終了することとし、一方で、令和 8 年 10 月 1 日から青森西部地区デマンド型交通の利用対象地区に鶴ヶ坂町会、支村町会及び戸門町会を追加することといたしました。

資料の 2 ページ目を御覧ください。

今後の予定ですが、市バス孫内線の運行終了に係る市民及びバス利用者への広報・周知につきましては、関係町会への回覧や市ホームページにおいて行うほか、バス停及び運行車両、その他バスの案内所等での掲示により周知を図ることを予定しております。

また、令和 8 年 10 月 1 日からの青森西部地区デマンド型交通の利用対象地区拡大に当たっては、9 月中旬頃には対象地区住民への利用説明会を開催する予定としております。

青森西部地区デマンド型交通については、記載のとおり参考として示しております。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 市バスがなくなるというのは、例えば、今までは青森駅西口まで 1 本で行けていたものが、デマンドによって範囲が限られてしまうというので、乗

り継ぎの不便さが1つ増すということや、あとは、デマンド型交通だと運行日時も限られていますよね。市バスだと、基本的には利用者が少なくても定時で毎日運行していたわけで。なので、そのような大きな変更点が生じると思うんです。

デマンド型交通に切り替えるのであれば、せめて、火曜日、水曜日、金曜日の時間も限られている状況をもう少し拡充するべきではないかと思うんですけれども、その検討はしないのでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 廃線による市民生活への影響についてでありますけれども、利用状況として、1運行当たりの利用者数が平均5人以下となっております。

また、鶴ヶ坂山本から青森駅西口までの区間におきましては、孫内線以外の代替交通としまして市営バスであったり、市バス浪岡線の大釈迦経由のもの、また、弘南バスが運行します青森・五所川原線や青森・黒石線の運行がありますので、代替となる公共交通手段が確保されていると考えておりまして、市民生活への影響は少ないというふうに考えておりました。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 鶴ヶ坂山本の通りまでは、それはそれでいいと思うんですよ。ただ、孫内にまだ人が住んでいるわけですから、その人たちが陸の孤島になるということはやっぱり防ぐべきだと思うんです。

こういう公共交通をなくすのは、住民の都合ではなくて市の都合ですので、代替手段をしっかり整えておくことは大事だと思います。

それから、鶴ヶ坂、戸門を通る孫内線が廃止することに伴って、ちょっと調べたんですけれども、孫内線がなくなることによって、例えば鶴ヶ坂を午後4時台に通る市バスがなくなることになるんです。ところが、市バスの浪岡線の今あった大釈迦経由の中で、この午後4時台というのが青森駅から浪岡に向かう便は現在ないんです。つまり、戸門などの住民からすると、1本減ってしまうことになるんですね。

なので、そういう不足するような便数などというの、今後は補充していくとか、増やしていくとか、ただ単になくして終わりということではなくて、そういうこともぜひ考えていただきたいと思います。

それで、デマンド型交通は私の住んでいる地域でも今始まっていますけれども、やっぱり曜日が少ないとか時間が限られているというのが1つネックになっている部分があると思うんです。

なので、せっかくやるのであれば、そういうところをもうちょっと考えていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「ジェイアールバス東北株式会社が運行する青森駅～青森公立大線の路線廃止について」報告を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 ジェイアールバス東北株式会社が運行する青森駅から青森公立大線の路線廃止について、御報告いたします。

資料を御覧ください。

本路線は、青森駅東口からNTT青森支店前や八甲田大橋を経由、または堤橋や筒井通りを経由し、青森公立大学までをつなぐ路線であり、ジェイアールバス東北株式会社が自主路線として運行し、路線沿線の地域住民に加え、多くの学生に利用されてきた路線であります。

このたび、ジェイアールバス東北株式会社から本市に対し、自社の慢性的な乗務員の不足や高齢化によって勤務形態に影響が発生しており、限られた人員の中で、今後も安全運行を継続していくことが困難であること、また、本路線の利用が減少してきたこと等により、令和9年3月上旬をもって廃止することが示されたところです。

今後、本路線の廃線について、ジェイアールバス東北株式会社においてバス車内及びバス停への掲示やホームページへの掲載のほか、周辺の病院等へお知らせし、利用者への周知を図るとのことでありました。

なお、このたびの路線廃止に伴い、現在、青森市営バスにおいて当該路線と運行区間を一部重複する青森公立大学・モヤヒルズ行きが運行されていることを踏まえつつ、今後、地域住民や学生等の利便性の確保等を考慮した既存路線バスのダイヤ再編成等について、企業局交通部とともに検討してまいります。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 これも先ほどと似たような話になるんですけども、青森市としても学生への影響はかなり大きいものと捉えているということではよろしいでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 当該路線につきましては、沿線の住民のみならず、青森公立大学の多くの学生が通学に利用しているということですから、このたび突然に運行事業者の意向により廃線となることが示されたということは、利用者や地域住民に与える影響はかなり大きいと考えておりまして、青森公立大学の学生への影響もかなり大きいと考えております。

市が報告を受けた際に、青森公立大学の学生の通学に影響を与えるということで、大学への説明については尽くすように依頼をいたしまして、これを受けて、ジェイアールバス東北株式会社では5月27日に大学を直接訪問し、このたびの路線廃止

について説明をしたということは報告を受けております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 先ほどの説明の最後で、市営バスとのダイヤ改正も含めたことを協議していくということなんですけれども、交通部では、現行時刻表の赤文字と青文字のところで、特に市営バスがない時間帯のところへの補充などをぜひ考えてほしいと思うんですけれども、そういうことは、これから協議していくと考えているんでしょうか。例えば冬ダイヤの変更のときに導入をしていく等、受け止めなどはどうでしょうか。

○渡部伸広委員長 交通部長。

○高野雅子交通部長 今回の路線は令和9年3月の上旬で廃止になるので、冬ダイヤというよりも、それ以降の夏ダイヤに影響を受けるものと考えております。

こちらの路線は沿線住民もそうですし、青森公立大学の学生も多く利用しているということは承知しております。ただ、ジェイアールバス東北株式会社が路線の廃止の理由として挙げております乗務不足、それから高齢化につきましては、市営バスにおきましても同様であります。こちらにつきましても、当該路線のダイヤについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 了解です。

学生への影響が本当に少ないように、ぜひその部分は、最後は市営バスで補っていくということが重要だと思いますので、お願いします。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市道の破損等に起因して発生した事故1件につきまして、御報告いたします。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和8年7月19日日曜日、午前8時頃に、大字大別内字葛野の市道金浜小畑沢線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修をしたところです。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほ

か、市ホームページ上にて、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところであります。今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告については、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和８年度除排雪対策について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和８年度除排雪対策について御報告いたします。

資料１を御覧ください。

雪ミーティングの概要について御説明いたします。

昨冬の記録的な豪雪を踏まえ、来冬に向けた除排雪体制の見直しについて、市内の青森地区全ての町会長を対象に雪ミーティングを開催し、意見交換を実施しました。

雪ミーティングでは、市から迅速性を重視した除排雪方法への見直しや、運用に見合った契約方法への転換、分かりやすい除排雪業務評価制度の導入、新たな雪寄せ場・雪捨て場の確保、GPS等を活用した進捗管理や情報提供の充実など、来冬に向けた取組の方向性を説明した上で、町会長の皆様から御意見を伺いました。

次に、「２ 開催日程及び参加町会数」であります。

雪ミーティングは、７月１７日と２２日から２４日の４日間開催し、青森地区における東部地区、中部地区、西部地区、北部地区、南部地区の全ての町会長を対象に３６７町会のうち１９９町会に御参加いただき、町会長の皆様から率直かつ貴重な御意見をいただきました。

続きまして、「３ 町会と市の主なやり取り」であります。

地区ごとに様々な御意見をいただきましたが、全体を通して共通する主な御意見として、町会が保有する除雪機械を活用した地域主体の除雪活動への支援、コールセンターの対応改善、事業者の施工能力・業者選定の見直し、空き地等を活用した雪寄せ場の確保、除排雪作業中における道路に出し雪する市民への注意喚起、市と町会をつなぐ町会長ホットラインの見直し、豪雪だけでなく暖冬の可能性を考えた契約方法の検討、作業前後のパトロールの徹底など多くの御意見をいただきました。

雪ミーティングでは、各地区とも活発な意見交換が行われ、町会長の皆様から地域の実情を踏まえた多くの御意見・御提案をいただくことができました。

本市としましては、いただいた御意見を踏まえ、来冬に向けた除排雪体制の見直しや、今後の雪対策に反映してまいりたいと考えております。

各地区で開催しました雪ミーティングの詳細につきましては、本日、市ホームページで公開することとしております。

資料２を御覧ください。

令和8年度除排雪対策事業の見直しについて御説明いたします。

昨冬は、短期間に記録的な降雪が集中したことにより、市内各地で除排雪作業に大幅な遅れが生じ、市営バスが運休するなど道路交通や市民生活に大きな影響を及ぼしました。

このことを重く受け止め、本市では、検証結果や除排雪事業者からの聞き取り、市民や町会の皆様からいただいた御意見などを踏まえ、次の冬に向けた除排雪体制の見直しを進めてまいりました。

この見直しは、「1 迅速性を重視した除排雪方法への見直し」、「2 運用に見合った契約方法への見直し」、「3 新たな雪寄せ場、雪捨て場の確保」、「4 GPS等のICT技術の導入による進捗管理と情報提供の充実」、「5 分かりやすい除排雪業務評価制度の構築」の5つを柱としております。

まず、1つ目の「迅速性を重視した除排雪方法への見直し」についてであります。

具体的には、道路交通の確保を最優先とし、除雪のみを指令する場合も含めて除雪作業の回数を増やすなど、迅速性を重視した除排雪方法へ見直すこととしております。

幹線、補助幹線、一般委託工区（仮称）については、作業指示を除雪と排雪に分け、必要に応じて除雪のみを先行して実施することにより、原則、圧雪状態を作らないようにします。

次に、2つ目の「運用に見合った契約方法への見直し」についてであります。

昨年度まで、全面委託工区では除雪作業と排雪作業を一体で行うシーズン契約としておりましたが、今年度は、工区の名称を一般委託工区（仮称）とし、除雪作業と排雪作業を分けて実施した上で、出来高に応じた契約方法へ見直すこととしております。

次に、3つ目の「新たな雪寄せ場、雪捨て場の確保」についてであります。

事業者用の新たな雪寄せ場、雪捨て場の候補地として、現在3か所の所有者等と協議を進めているほか、既存の雪捨て場1か所の拡大についても、所有者等と協議しております。

また、小・中学校のグラウンドの活用について、近隣に雪捨て場がない地域で一時的な雪寄せ場として活用できるよう学校施設の状況を調査し、平時または豪雪時に使用するグラウンドの選定を進めております。

さらに、財務局所管の国有地や県有地などについても、豪雪災害時の雪寄せ場・雪捨て場として活用できるよう関係機関との協議や現地調査を行っております。

次に、4つ目の「GPS等のICT技術の導入による進捗管理と情報提供の充実」についてであります。

GPSの導入については、スマートシティ青森推進協議会のプロジェクト創出・推進事業において採択されたものであり、エゾウィン株式会社が実施することとしております。

除排雪作業を行う重機約 1000 台にGPSを搭載し、作業状況を把握するとともに、市民の皆様が作業の進捗状況を確認できる体制を構築してまいります。

また、クラウドカメラについては、本市のパトロール車両に導入し、道路状況や除排雪作業の仕上がり状況を映像や画像で記録します。

これにより、道路状況の共有を迅速化するとともに、出動判断、作業水準の平準化及び評価制度の客観性の確保に活用してまいります。

次に、5つ目の「分かりやすい除排雪業務評価制度の構築」についてであります。

除排雪の作業方法の見直しを踏まえ、客観性・透明性を確保した評価基準へ見直すこととしております。

あわせて、パトロール評価をはじめとする業務運用の円滑化を図るため、除排雪業務総合管理システムを改修します。

このほか、6つの取組を進めてまいります。

1つ目は、パトロール体制の強化であります。

道路状況を確認する地区パトロールを8班から12班に増やすとともに、幹線・雪捨て場パトロール班（仮称）を設置し、体制の強化を図ります。

2つ目は、豪雪時におけるコールセンターの対応強化であります。

相談件数が増加する1月から2月までの期間や豪雪時における受付体制を強化するため、AIによる通話内容のリアルタイムテキスト化や自動音声案内などを活用するなど、電話応答率の低下を防ぐ対策を求め、現在、事業者を募集しております。

3つ目は、直営班の対応の拡充であります。

ダンプトラックをリースにより確保し、緊急時に雪盛り処理を行うことができる体制を構築します。

4つ目は、雪ポータルなどによる情報発信の充実であります。

市ホームページやSNSを活用し、市民の皆様に分かりやすい雪に関する情報発信体制を構築します。

あわせて、新たな市民要望の受付システムを試験導入し、除排雪業務総合管理システムと連携させます。

5つ目は、地域コミュニティとの連携強化であります。

町会長とのホットラインの回線を増設するとともに、町会・町内会等が行う除排雪活動への支援など、協働による雪対策の推進について検討を進めております。

6つ目は、豪雪時におけるダンプトラックの確保に向けた取組であります。

本市の各種業務契約に登録している市内外の事業者や団体について、ダンプトラックの保有状況を調査し、豪雪時における協力体制の構築に取り組んでおります。

なお、これらの取組のうち、除排雪委託料、パトロール車及びダンプトラックの賃借料、燃料費、クラウドカメラの導入及びシステム改修に係る委託料並びにコールセンター業務委託料、町会等の除雪活動に対する支援については、9月補正予算案として追加提案する予定であります。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 ありがとうございます。

まず、細かい話に行く前に、全体的な話としての質疑なんですけれども、今後、除排雪事業実施計画の公表や町会長、業者などとの除排雪調整会議なども進んでいくと思うんですけれども、こういったスケジュールは、今までと変わらないスケジュールで考えているんですか。特に実施計画の公表は、これまでどおりになるのでしょうか。

やっぱり今、業者がどうなるのか、工区がどうなるのか、こういった今後に向けた疑問などが結構出されているんです。そこに対する除排雪事業実施計画の公表や除排雪調整会議の開催のスケジュールをまずお聞きしたいと思います。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 まず、除排雪事業実施計画について、これは工区に対して契約予定の事業者が決まった上で出す実施計画でありますから、今、新たに必要なところの公募などについては準備を進めているところなんですけれども、特段、今回は早く策定するなどということについては、今のところは予定しておりませんので、恐らく、これから見直しを含めて、事業者の決定に至る部分などを鑑みますれば、例年どおりのスケジュールになるかというところが現時点での考えであります。

あわせて、実施計画の策定に伴い、今度は各町会の皆様との除排雪調整会議というふうに進んでまいりますので、それにつきましても、スケジュール的には恐らく例年どおりということで現時点では考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 かねてから言っていますけれども、特に今回の除排雪調整会議が非常に大事な機会になると思うんです。

事業者と町会との間に入り、ぜひ市が取り持って、細かい調整だとか、特に今回、除排雪のやり方をいろいろ変えるということもありますので、その部分はしっかり町会と事業者が詰めて話ができるような工夫をしていただきたいと思います。

事業者がすぐに帰ってしまうとか、そのようなこともこれまであったかと思うしますので、工夫したやり方を求めたいと思います。

中身ですけれども、迅速性を重視した除排雪方法への見直しということなんですけど、これは、いわゆる初動の対応が一番肝になってくるということだと思うんですけれども、市としては、指令を出してから作業をやり始める、いわゆる初動をどのぐらいの期間として考えているんですか。目標といいますか目安といいますか、そういうものは何か設定とか、あるいは契約の中でこうしましょうなどというのを考えたりしているんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 今回、除雪作業と排雪作業を分離するということは、何よりも迅速性を重視したことから始まっているので、除雪作業となれば、所有しているタイヤショベル、あるいはドーザーなどで行けるところもありますので、指令に対しての作業は速やかに入っていただかなければならないものですから、契約書、仕様書の中では、そういうところもきちんと明記する必要性は感じております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 結局、指令が出ているのに1週間も放置されたとか、そういう話がまたあれば、結局意味がないじゃないかという話にもなってしまうと思いますので、その部分の実効性を高める必要があると思います。

それから、2の「運用に見合った契約方法への見直し」ですけれども、全面委託工区から一般委託工区と名称が変更になっています。この違いを教えていただきたいと思って。

私の勝手なイメージですけれども、例えば除雪を頼む事業者と排雪作業を頼む事業者が違ふことがあり得ることを想定した名称の変更なのか、あるいはそうじゃないのか、そこら辺をちょっとお願いします。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 これまでは、シーズン契約ということで全面委託、すなわち除雪と排雪をセットで行っていたということでありました。

それが排雪作業に必要な機材でありますとか、人員に時間を要するということが遅延になったというのも原因の一つでありましたが、今回はそのようなことがないように除雪と排雪を分けて、それぞれ出来高払いということで今、鋭意進めておりますので、契約については、恐らく除雪と排雪を分けたほうがいいのではないかとこのところで今進めております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ということは、確認ですけれども、例えばA工区があったとして、ここの除雪はこの事業者によしてもらい、ただ、排雪の作業は、その事業者も含めてになるのかならないのか別としても、また別途、別の事業者が排雪をするなど、そういうこともあり得るということなんですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 排雪が別の業者というのは、現時点では想定しておりません。

恐らく効率性、経済性などを考えますと、やっぱり1つの工区は1つの事業者でやったほうが作業がスムーズに進むと考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 全面委託工区から一般委託工区（仮称）になるイメージがよく分からないもので、この名称の違いはどうかと思ってお聞きしました。

あと、GPSのところの情報提供の充実なんですけれども――進捗管理ですね、

作業管理なんですけれども、GPSはつけるんだけれども、これまでは作業の管理としては、日報や残路線図の提出も求めていますけれども、これはこれからも基本的には続けていくということによろしいのでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 今、GPSを導入することで、どのような仕組みで、お互い事務、事業、作業の効率化が図られるかということも併せて進めているところでもありますので、現時点でどうこうするということまではいっておりませんが、そこは必要に応じて、内部作業自体の見直しが進んでいくものと考えています。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私からは最後ですけれども、昨冬様々な資料を議会にも公表して、それを市民にも分かりやすい形で公表しますと、考えていきますということがありました。

その中には、例えば指令をいつ出したのか、作業がいつ入ったのか、あるいは残路線図の公表も必要ではないかなど、そういう議論もあったわけですが、そのような事業者から提出される資料に基づく、市民への公表は具体的にどういうものを考えているのか、現時点でお示しできるものがあればお示してください。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 GPSなどのICT技術の導入などによって、市民の方々にどういうことが提供できるかというところでもあります。

まず、市民の皆様から除雪作業がいつ行われるのか、現在どこまで作業が進んでいるかといった問合せが昨シーズン非常に多く寄せられましたので、多数の重機の作業状況を迅速かつ正確に把握することが必要だということで、GPSで把握した情報を活用していくというところでもあります。分かりやすい情報提供につなげていくんですけれども、どのような情報をどのタイミングで公開することが市民サービスの向上につながるのかということは現在、鋭意検討しているところでもあります。

市民の方からいただいた相談や雪ミーティングで町会長からいただいた内容などを踏まえまして、作業管理の効率化も図りますけれども、市民への分かりやすい情報提供ということへつなげてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 最後まで詰めていくんだと思うんですけれども、この間、各会派に御説明に来たときにも申し上げましたが、市民から問合せがあつて、ここは大体いつぐらいに入る予定と聞いていますよというふうに我々としては市民に返すんだけれども、それが結果として振られる場合が多々あるんです。そうすると、市民のフラストレーションが物すごいたまっていく。

もしかしたら、予定日の公表は市のほうから責任を持って公表することも大事なかもしれないですし、指令をいつ出したのかということをしつかりと公表することも

引き続き必要かもしれないですし、単にGPSで公表するから全てよしというふうには絶対してほしくないと思うんです。あわせて大事な情報というのはあると思いますので、そこは最後まで詰めていただきたいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 私から2点。

まず、1点質疑なんですけれども、367町会のうち199町会、参加率が54%ということで、その残りの参加しなかったのはこれからやるのか、それとも参加しない、何かがあって参加できなかったのか。参加できなかった町会に対して、どのような聞き取りをして情報収集するのか。まず1点、ちょっと教えてください。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 雪ミーティングの開催案内を全町会長へ通知する際に、市に対する御意見、御要望なども書いていただいて、それを市のほうへ届けてくださいということで、事前にいただいているケース、あるいは当日預かって届けていただいたケース等々ありまして、そういう形で御欠席の町会長からも御意見をいただくような手順で進めてまいりました。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今日の要望なんですけれども、雪対策室にも申し上げましたけれども、先ほど赤平委員も言いましたが、私もすごく丁寧に説明は受けたんですが、先ほど理事の答弁でも、答えにも検討してまいるという、まだちょっと検討のような状況なんですけど、ただ、かなり僕は進んでるというふうに思っているんですね。

ただ、中身がないと発信してる方がいらっしゃるじゃないですか。

それに対して、また市民が、もう秋だよ、もう冬が来るよ、何やってんだ何やってんだってなってるんですね。

なので、これは9月議会にはしっかりと数字を示したり、いよいよもう検証が終わって検討、それから決断、実行する段階まで来ている9月議会だと思うので、それをしっかりと示して、中身がないって言われないようにしていただきたいなと強く要望して、私の質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 迅速性を表に出すという意味では、とてもいいことだと思うんですが、説明のときもお話ししましたが、除雪を優先して排雪を分けるということでは、多分少し前の段階の除排雪の体制に戻るんだと思うんですけれども、市民の皆さんにはそこをきっちり説明しておかないと、除雪したのはいいけれども、寄せ雪がひどいとか、その後が大変だということで、せっかくの対策がマイナスにならざるを得ないこともあるので、それはしっかりと説明していただきたいと思います。

あと、もう1つは、市民の皆さんからの一番の不満は、いつ来るか分からない、あるいは来ないということなので、先ほどからお話がありますけれども、残路線図

の公表については、本当に分かりやすくやってほしいということと、近くまで来ているんだけど、いつまでたっても来ないということもあるので、できれば、予定まで入れていただければ——市民の皆さんにもルールを守ってもらう必要があるんですけど——あとは路線の優先路的なところもしっかり地元の皆さんには説明していただきたい。町会には説明するということでしたけれども、なかなか町会から住民の皆さんまでというのも難しい部分もあるので、市からはしっかり情報を市民向けに提供していただくようお願いしたいと思います。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 雪ミーティングについて、町会と市の主なやり取りの中で、町会でタイヤショベルやトラクターを保有して除雪を行っているというところですが、これは町会で持っているんですか、それとも個人が機械を出してやっているということですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 雪ミーティングでいただいたお話では、近くの方が機械を持っていまして、近くでそのような作業の協力してくれている方がいらっしゃるというお話を伺っております。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 そういふのに対して町会・町内会に助成してもらえればいいということなんだけど、浪岡の町内会の人ほとんど農家がトラクターに乗って、ボランティアみたいに行っている人が結構います。本当は、燃料代を出せばいいんですよと言っても、いらないいらないと、そのようにしてやっているけれども、もし出せるのであれば、そういうのも検討して、配慮してもらえれば助かると思っていましたので、もしこれから考えるのであれば、その辺も考慮してもらえればありがたいと思っていました。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「青森市営バス 100 周年記念事業『無料乗車デー』について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 青森市営バス 100 周年記念事業「青森市営バス・市バス無料乗車デー」について、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 概要」についてであります。

青森市営バス 100 周年記念事業といたしまして、9 月の毎週日曜日である 6 日、13 日、20 日、27 日に市営バス・市バスの全ての利用者が無料で乗車できる青森市営バス・市バス無料乗車デーを実施いたします。

次に、「2 趣旨」といたしまして、これまで市営バスを支えていただいた市民の

皆様に感謝をお伝えするとともに、普段バスを利用しない人がバスに乗るきっかけづくりとすることで、将来的なバスの利用拡大を図るものです。

「3 乗降方法」ですが、乗車時に整理券をお取りいただき、降車時に整理券を運賃箱に入れることで御利用いただけます。

最後に、「4 利用者特典」ですが、利用者の増加を図る取組としまして、地域や商業施設、その時期に開催されるイベントなどと連携することとしており、利用者特典を希望する方は、バス料金箱に備付けの乗車証明カードをお持ちいただき、連携施設等へ御提示することで各種特典を受けることができます。

各種特典については、下の表を御覧ください。

連携施設等については、さくら野百貨店青森店、THREE、ラビナ、アンドラビナのほか、青森港暮らしのマルシェ、道の駅浅虫温泉「ゆ～さ浅虫」、リンクステーションヒルズ雲谷、道の駅「なみおか」アップルヒル、青森市浪岡交流センター「あぴねす」を予定しており、記載の各種特典を御用意いただいております。

詳細な情報については、青森市交通部ホームページで順次お知らせすることとしております。

青森市営バス 100 周年記念事業の無料乗車デーについて、より多くの皆様に御利用いただけるよう周知に努めてまいります。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 そのほか、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 合浦公園の石碑の説明をするQRコードをつけるという予定でいたと思うんですけども、具体的な予定について、もし分かれば教えてください。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長 合浦公園の石碑の説明ですけれども、現在、掲載内容等については方法を精査できておりまして、今、つける看板の発注作業等をこれから進めていくところであります。

今年度中には間違いなく対応できるようにはしております。

〔工藤健委員「分かりました」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)